

群馬大学医学部附属病院栄養管理部運営委員会内規

平成22. 4. 1 制定

改正 平成23. 9.13 平成24. 6.12

平成26. 4. 1 平成27. 9. 8

平成30. 4. 1 平成30. 6. 1

令和 5.10. 1 令和 8. 4. 1

(趣 旨)

第1条 群馬大学医学部附属病院栄養管理部規程（以下「規程」という。）第5条第2項の規定に基づき，群馬大学医学部附属病院栄養管理部運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は，次の事項を審議する。

- (1) 患者給食の栄養管理及び食事箋に関すること。
- (2) 患者の栄養指導に関すること。
- (3) 栄養サポートに関すること。
- (4) 患者給食の調理及び配膳に関すること。
- (5) 患者給食の衛生に関すること。
- (6) 給食施設の改善に関すること。
- (7) 検食に関すること。
- (8) その他患者給食に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 栄養管理部長
- (2) 栄養管理部副部長
- (3) 内科診療センター及び外科診療センターから選出された教員 若干人
- (4) 内科診療センター及び外科診療センターを除く関係診療科から選出された教員 各1人
- (5) 中央診療施設等から選出された部長 1人
- (6) 感染制御部から選出された教員 1人
- (7) 薬剤部長
- (8) 看護部長又は副看護部長 1人
- (9) 内科系及び外科系の診療科を担当する看護師長 各1人
- (10) 感染制御部の看護師長
- (11) 皮膚・排泄ケア認定資格を持つ看護師 若干人
- (12) 管理運営課長及び医療支援課長

(任 期)

第4条 前条第3号から第6号まで及び第9号から第12号までの委員の任期は2年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とす

る。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、栄養管理部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、栄養管理部副部長がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第7条 委員会に、専門の事項を検討するため、専門委員会を置くことができる。

(報告)

第8条 委員長は、委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

(事務)

第9条 委員会の事務は、医療支援課において処理する。

(内規の改廃)

第10条 この内規の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年9月8日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。